

文書質問への回答（鎌総第 981 号に係る再質問）

政策創造担当

1) 消費税額算出根拠となる出資比率について

回答では、平成 25 年 12 月 24 日に出資比率について回答を得られるよう調整していた、とあるが、そもそも回答を求めているのは、契約を行った平成 25 年 9 月 9 日時点での消費税額である。なぜ契約時点での出資比率による消費税額算出ではなく、平成 25 年 12 月 24 日なのか。その法的根拠は。

【回答文】

平成 26 年 1 月 10 日付けの質問書では、鎌倉市が委託契約をした、「F&B ホールディングス 企業連合」（以下「企業連合」という。）の平成 25 年 12 月 24 日時点での出資比率について質問があったので、「委託者として、契約の相手方である企業連合との間で、12 月 24 日には出資比率についての回答を得られる方向で調整していたが、平成 25 年 12 月 19 日に、自治体運営型通信販売サイト構築運営業務の今年度の執行を断念する旨の決定を行ったことから、その後、出資比率を明らかにする要請は行っていない。このため、現時点において、出資比率は明らかになっていない。」旨の回答を行ったところである。

なお、消費税額算定に必要な出資比率の確定時期については、市として検討は行っていない。本契約は解除する方向であるので、今後とも、その検討を行うことは、必要がないものと考えている。

2) 9 月の契約時点での消費税額について

回答では、消費税を支払う必要がない武雄市の出資比率の回答を得ないまま事業中止を決定したため算定するに至っていない、とあるが、なぜ公契約の消費税額を算定しないで契約書記載事項修正もせず契約破棄を行うのか。その法的根拠は。

【回答文】

平成 26 年 1 月 10 日付けの質問書では、平成 25 年 9 月 9 日の契約時点における、消費税法に則った消費税額について質問があったので、「出資比率が明らかになっていないので、平成 25 年 9 月 9 日の契約時点での消費税額の算出には至っていない。」旨の回答を行ったところである。

契約時点での消費税額については、本体価格 6,859,824 円に消費税率 5 % を乗じた、342,991 円として算出しており、このことについて議会から指摘を受け、これまで適正な消費税額を算出すべく努力を行ってきたところである。

本契約は今後、企業連合と協議の上で解除する方向であるので、現時点では、消費税額の算定や契約事項の修正をする必要はないと考えている。

3) 契約解除の瑕疵について

回答では、損害賠償請求をすることは考えていない、とあるが、今回の契約解除の責任は、どの団体にあるのか。その法的根拠は。

【回答文】

本契約は今後、企業連合と協議の上で解除する方向であるので、現時点では、契約解除の責任の所在について明らかにできる段階ではないと考えている。

4) 契約解除手続きについて

今後の契約解除手続きは、いつまでにどのように行うのか。

【回答文】

契約解除手続きは、企業連合と協議して進めていくこととなるが、市としては、早期に解決していきたいと考えている。

5) 責任の所在について

税の根幹である消費税額を算定できないような公契約を行った鎌倉市の責任は、だれにあるのか。

【回答文】

本市の職員が行う事務執行に関する最終的な責任は、市長にあるものと考えている。